

総合評価 指名競争入札説明書 共通事項

(履行確実性確認型)

1 分割（分離）発注に係る入札条件に関する事項

- (1) 分割（分離）発注に係る入札条件を適用した入札は、入札説明書に示す入札順位に従って順次執行し落札者を決定する。この場合、先に行われた入札の落札者が提出したその後の入札に係る入札書は無効とする。
- (2) 先に行われた入札において落札者の決定を保留してその後の入札を執行したときは、先に行われた入札の落札者が決定するまで、その後の入札の落札者の決定を保留することがある。
- (3) 先に行われる入札が中止又は不調になるなどして落札者が決定しないときは、その後の入札を入札順位に従って順次執行し落札者を決定することがある。

2 評価項目算定資料の提出等

- (1) 価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「評価項目算定資料」という。）を持参により提出する場合は、封筒に入れて封かんの上、入札説明書に示す評価項目算定資料の提出日の受付時間内に入札担当部署へ持参すること。封筒には、委託業務名、委託箇所及び入札者の商号又は名称を記載し、評価項目算定資料在中の旨を朱書きすること。
- (2) 評価項目算定資料を、郵送により提出する場合は、(1) で示す封かんした封筒を更に郵送用の封筒に入れて封かんの上、書留郵便により送付すること。同一の発注機関が同一の評価項目算定資料の提出日を設定している複数の入札がある場合は、(1) で示す封かんした複数の封筒を、1つの郵送用の封筒に入れて提出することができない。なお、入札公告に示す評価項目算定資料の提出期日までに入札担当部署へ到達しない場合は、提出がなかったものとみなす。
- (3) 郵送により評価項目算定資料の提出を行ったものの、9(1) で示す入札書の提出期限までに入札書を提出しなかった場合は、9(2) により入札を辞退したものとみなし、価格以外の評価点の算定は行わない。
- (4) 入札者は、提出した評価項目算定資料の書換え、引換え、追加又は撤回をすることができない。
- (5) 技術提案に関するヒアリングは実施しない。
- (6) 評価項目算定資料の作成及び提出に関する費用は、入札者の負担とする。

3 履行確実性確認審査資料等の提出

- (1) 履行確実性確認審査を行うために必要な資料（以下「審査資料」という。）の提出を求められた場合には、審査資料を封筒に入れて封かんの上、審査資料の提出期限日までに業務担当部署へ持参により提出すること。封筒には、委託業務名、委託箇所及び入札者の商号又は名称を記載し、履行確実性確認審査資料在中の旨を朱書きすること。
- (2) 履行確実性確認審査を辞退する場合には、入札者は、速やかに履行確実性確認審査辞退届（様式第12号）をファックス（別途、原本を郵便又は持参により提出すること。）等で業務担当部署に提出すること。
- (3) 入札者は、提出した審査資料の書換え、引換え、追加又は撤回をすることができない。
- (4) その他必要な事項については、「履行確実性確認審査資料作成要領」に定める。

4 総合評価点算定基準に関する事項

(1) 総合評価点の算定方法

総合評価点は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点＋履行確実性評価点（0点又は－10点）

(2) 価格点の算定方法

価格点は、次の算式により算定する。

価格点＝配点×（1－（入札価格－低入札調査基準価格）／予定価格）〔小数点以下第4位四捨五入〕

ただし、入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合は、入札価格を低入札調査基準価格と同額で算定する。

(3) 審査資料の取り扱いについては、「履行確実性確認資料作成要領」に定める。

(4) 評価項目算定資料については、次のとおり取り扱うものとする。

配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者としてすることができる。配置予定技術者評価資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。

この場合、配置予定技術者の経験・能力の評価点は、得点合計が最も低いものをもって算定する。

ア 技術者資格

資格毎に以下のとおりとする。

○土木関係建設コンサルタント業務

《技術士》

(公社) 日本技術士会が交付する技術士登録証又は技術士登録等証明書いずれかの写し。ただし、入札説明書により第二次試験の技術部門及び選択科目が限られている場合には、技術士登録等証明書の写しとする。

《R C C M》

(一社) 建設コンサルタンツ協会が交付するR C C M登録証の写し

○建築関係建設コンサルタント業務（業務経験年数を評価）

《1級建築士》

国が交付（平成20年11月27日以前に申請した場合）した1級建築士免許証の写し又は（公社）日本建築士会連合会が交付（平成20年11月28日以降に申請した場合）する1級建築士免許証明証若しくは1級建築士登録証明書いずれかの写し

イ 同種・類似業務経験

評価対象業務を証明できる資料及び配置予定技術者が評価対象業務に従事したことを証明できる資料とし、原則としてTECRIS又はPUBDISとする。

TECRIS又はPUBDISで確認できない場合や登録されていない場合は業務経験が確認できる契約書（評価対象業務がP F I事業の場合は、P F I事業の発注者と受注者がわかる契約書を含む）、設計書、業務計画書、業務報告書等の写しとする。なお、当該技術者が所属する機関の長による証明書等は証明書類として認めない。

ウ 地域精通度

評価対象業務を証明できる資料及び配置予定技術者が評価対象業務に従事したことを証明できる資料とし、原則としてTECRIS又はPUBDISとする。

TECRIS又はPUBDISで確認できない場合や登録されていない場合は業務経験が確認できる契約書（評価対象業務がP F I事業の場合は、P F I事業の発注者と受注者がわかる契約書を含む）、設計書、業務計画書、業務報告書等の写しとする。なお、当該技術者が所属する機関の長による証明書等は証明書類として認めない。

評価対象業務を証明できる資料が同種・類似業務経験と同一の場合は、資料の提出は不要とする。

(5) 原則、受注者から入札時に提出された技術提案が、受注者の責により履行されていない場合等は、委託業務成績評定を減ずる措置を講じることとする。

5 設計図書の閲覧等

設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）は、入札説明書に示す設計図書の閲覧期間に閲覧に供する。

6 設計図書及び技術提案作成に関する質問

(1) 設計図書及び技術提案作成に関する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き書面（様式は自由）により入札説明書に示す質問の受付期間に持参、電子メール又はファクシミリで提出すること。

(2) 質問への回答は、入札説明書に示す質問への回答日に質問者に対し書面により行う。

7 現場説明会

現場説明会は行わない。

8 委託費内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札価格に対応した委託費内訳書の提出を求める。電子入札システムで提出する入札書に委託費内訳書ファイルを添付し同時に提出すること。

なお、ファイル容量は3MB以内に収めることとし、3MB以内に収まらない場合は委託費内訳書の一式を入札説明書に示す入札書の提出期限までに、入札担当部署へ持参又は郵送により提出すること。（持参又は郵送する場合は、電子入札システムで入札書を提出する際に「提出書類通知書」を添付すること。）ただし、圧縮することによ

り3MB以内に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）することを認める。

(2) 紙入札の承諾を得た場合は、9の(1)のただし書きに従って提出すること。

(3) 委託費内訳書には、次の事項を記載すること。

ア 入札参加者名、工事名、工事箇所名、及び設計書等に記載する項目と同項目

イ 委託費の内訳となる各項目に対応した金額及び合計額

(4) 談合があると疑うに足る事実があると認めた場合には、当該委託費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

9 入札の方法

(1) 入札書は、入札説明書に示す入札書の提出期限までに電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札の承諾を得た場合は、入札説明書に示す入札書の提出期限までに、入札担当部署へ持参すること。この場合、入札書及び委託費内訳書は二重封筒により提出するものとし、入札書を入札用封筒に入れて封かんし、別の封筒に委託費内訳書の一式を入れて封かんの上、あわせて外封筒に入れて封かんすること。外封筒には、委託業務名、委託箇所及び入札者の商号又は名称を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。

(2) 入札を辞退する場合は、電子入札システムにより辞退届を提出すること。

辞退届を提出せず、(1)の提出期限までに入札書を提出しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

(3) 入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令、栃木県財務規則及び栃木県建設工事等執行規則を守ること。

(4) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為をしないこと。

(5) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めること。

(6) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示しないこと。

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 入札執行回数は1回とする。

(9) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

10 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。

イ 栃木県建設工事等執行規則の規定に違反したとき。

ウ 入札者が同一の入札について、二以上の入札書を提出したとき。

エ 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。

オ 入札書の記載事項が不明瞭で判読できないとき。

カ その他入札に関する条件に違反したとき。

キ 入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内でないとき。

(2) (1)のエに該当する場合には、当該委託箇所に係る当該入札者のその後の入札を無効とする。

11 総合評価に関する結果の公表

(1) 価格以外の評価点を、入札説明書に示す価格以外の評価点の公表日に、栃木県ホームページにおいて公表する。

(2) 入札者は、自らの価格以外の評価点について、価格以外の評価点に係る疑義について（様式第8号）により疑義の照会ができる。価格以外の評価点に係る疑義について（様式第8号）は、疑義の照会の受付期限までに持参により提出するか、若しくは、入札説明書に示す業務担当部署へ電話連絡を行った上で電子メール又はファクシミリにより提出すること。

疑義への回答は、入札説明書に示す疑義への回答日に照会者に対し書面により行う。

(3) (2)の疑義により価格以外の評価点を修正した場合は、(1)に準じて公表する。

(4) 総合評価点を、落札者が決定した日の翌日に、栃木県入札情報システムにおいて公表する。

12 開札の方法

(1) 開札は、入札説明書に示す開札の日時に電子入札システムにより行う。

(2) 開札後、総合評価点の算定を行う。

13 落札者決定の方法

(1) 落札者は、総合評価点が最も高い者について決定する。

(2) 低入札調査基準価格を設定した入札において、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が最も高いものを落札者とするところがある。

(3) 落札者決定の結果については、電子入札システムにより通知する。

(4) 上記において、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

14 配置予定技術者の確認

落札者決定後、TECRIS又はPUBDISにより配置予定技術者の評価資料に虚偽の記載が確認された場合、契約を結ばないことがある。この場合、指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を講じることがある。

評価項目算定資料(様式第10-2, 3号)に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

15 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、業務委託料の10分の1以上とする。

16 委託契約書

委託契約書の作成を要する。

17 支払条件

前金払 請求できる。

栃木県建設工事等執行規則第12条により計算した額

18 低入札価格調査を受けた者との契約に関する事項

低入札価格調査制度による低入札調査基準価格が設定されている入札において、低入札調査基準価格を下回る価格をもって入札した者と契約を締結する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 契約保証金

15の(2)に掲げる契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、「業務委託料の10分の1以上」を「業務委託料の10分の3以上」とし、栃木県業務委託契約書第5条第2項及び第5項中、「業務委託料の10分の1」を「業務委託料の10分の3」に変更する。

(2) 違約金

栃木県業務委託契約書第55条第2項中、「業務委託料の10分の1」を「業務委託料の10分の3」に変更する。

(3) 契約不適合責任の存続期間

栃木県業務委託契約書第57条第1項中、「引渡しを受けた日から2年以内」を「引渡しを受けた日から3年以内」に変更する。

19 契約条項を示す場所等

(1) 契約書及び入札を定めている栃木県建設工事等執行規則等については、次の場所において閲覧できる。

県庁舎本館13階 栃木県県土整備部監理課

(2) 栃木県建設工事等電子入札運用基準は、栃木県ホームページからダウンロードができる。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/pref/nyuusatsu/koukyou/new-kei-top.html>

(3) 評価項目算定資料の書式は、栃木県ホームページからダウンロードができる。

(4) 履行確実性確認審査資料作成要領は、栃木県ホームページからダウンロードができる。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/pref/nyuusatsu/koukyou/new-kei-top.html>

20 その他の留意事項

(1) 提出された評価項目算定資料が以下のいずれかに該当する場合は、原則として当該評価項目算定資料を無効とする。

ア 評価項目算定資料の全部又は一部が未提出又は不備がある場合

イ 評価項目算定資料と無関係な書類である場合

ウ 他の業務の評価項目算定資料である場合

エ 白紙である場合

オ 入札説明書に指示した項目を満たしていない場合

カ 発注者名、発注業務委託名、提出業者名に明らかな誤りがある場合

(2) 同種・類似業務の経験は、日本国内における経験をもって判断する。

(3) 本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者とは、次のいずれかに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていること。

イ 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねていること。

(4) 提出された評価項目算定資料は返却しない。なお、提出された評価項目算定資料は、選定及び価格以外の評価以外に提出者に無断で使用しない。

(5) 価格以外の評価のうち技術提案の評価については、評価結果のみを公表し、評価に至る過程や個々の記載内容に関する評価は公表しない。